

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、秋田地域振興局の「平成4年9月9日付け及び平成8年3月5日付け土地売買契約書」（以下「本件公文書Ⅰ」という。）及び「平成12年1月20日付け公共用地取得に伴う所有権移転等登記嘱託について（申請）」（以下「本件公文書Ⅱ」という。）について部分公開としたことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

異議申立人は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「新条例」という。）第9条の規定に基づき、平成14年7月5日付けで、「秋田市手形地内の特定の地番を県が買収して登記を執る関係書類」の公開請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求に係る公文書として本件公文書Ⅰ及び本件公文書Ⅱを特定し、本件公文書Ⅰのうち、別紙1の「実施機関が非公開とした部分」欄に記載された非公開部分（以下「本件非公開部分Ⅰ」という。）を秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年秋田県条例第38号）による改正前の秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「旧条例」という。）第6条第1項第1号の規定に該当するとして、また、本件公文書Ⅱのうち、別紙2の「実施機関が非公開とした部分」欄に記載された非公開部分（以下「本件非公開部分Ⅱ」という。）を新条例第6条第1項第1号の規定に該当するとして、それぞれ非公開とする部分公開決定をし、平成14年8月2日付けでその旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、この処分を不服とし、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成14年8月26日付けで、実施機関に対して異議申立てをした。

実施機関は、平成14年8月28日に異議申立人に対し異議申立書の補正を命じたところ、異議申立人からは平成14年9月22日に補正書が提出された。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙3記載のとおり

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙4記載のとおり

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容について

(1) 本件公文書Ⅰについて

本件公文書Ⅰは、実施機関が地方道道路改築工事を行った際に、道路敷地として用地を取得するために、平成4年9月9日付け及び平成8年3月5日付けで締結した土地売買契約書であり、契約締結日、売渡人の住所・氏名・印影、売買代金、売買土地の大字・字・地番・地目・地積・単価・金額・土地の引渡期限等が記載されているほか、収入印紙が貼付されている。

(2) 本件公文書Ⅱについて

本件公文書Ⅱは、土地売買契約により実施機関が取得した土地の所有権移転等登記嘱託申請を行うために、平成12年1月20日付けで施行した文書であり、公共用地取得に伴う所有権移転等登記嘱託について（申請）の伺いの起案に、登記嘱託内訳（筆数）、相続を原因とする共有地の持分全部移転登記嘱託書が2通、売買を原因とする共有地の持分全部移転登記嘱託書が2通、登記承諾書が2通、印鑑登録証明書、相続関係説明図が添付されているが、その内容は次のとおりである。

ア 公共用地取得に伴う所有権移転等登記嘱託について（申請）の伺いの起案

土地売買契約の締結を受けて、法務局に対して相続及び売買を原因とする共有地の持分全部移転登記嘱託を行うために作成された文書であり、起案及び決裁に係わった県職員の職・氏名、公共用地取得を行うこととなった事業名等が記載されている。

イ 登記嘱託内訳（筆数）

法務局に登記嘱託する筆数の内容を記載した文書であり、登記義務者の氏名、所有権移転及び相続の筆数等が記載されている。

ウ 相続を原因とする共有地の持分全部移転登記嘱託書

売買契約に基づく所有権移転登記請求権保全のために作成した文書であり、登記の目的欄の共有者氏名、相続の原因の年月日、被代位者欄の被相続人氏名、被

代位者の住所・氏名、所有権移転登記の対象となる土地の所在、字、地番、地目、地積等が記載されている。

なお、添付書類の相続証明書及び住所証明書については原本還付と記載されている。

エ 売買を原因とする共有地の持分全部移転登記嘱託書

売買を原因とした所有権移転登記嘱託のために作成した文書であり、共有者氏名、売買の原因の年月日、義務者の住所・氏名、所有権移転登記の対象となる土地の所在、字、地番、地目、地積等が記載されている。

オ 登記承諾書

地方道道路改築工事の用地として売渡人が作成した文書であり、売買年月日、登記を承諾した年月日、売渡人の住所・氏名・印影、所有権移転登記の対象となる土地の大字・字・地番・地目・地積等が記載されている。

カ 印鑑登録証明書

地方道道路改築工事の用地として売渡人が実施機関に提出した文書であり、氏名、生年月日、性別、住所、印影、発行した地方公共団体名等が記載されている。

キ 相続関係説明図

登記簿上の所有者が死亡していたことから相続関係を明らかにするために作成された文書であり、被相続人の住所・氏名・死亡年月日、被相続人との相続関係を示す表示、相続人の住所・氏名・死亡年月日・生年月日、特別受益者・受益証明者を示す表示、作成者の印影、「相続証明書及び住所証明書は還付した」との表示等が記載されている。

(3) 相続証明書及び住所証明書について

実施機関が法務局に登記嘱託した際に添付した相続関係者が作成した特別受益証明書を含む相続証明書及び住所証明書（以下「本件相続関係文書」という。）については、登記完了後、法務局から原本還付を受けたが、その後、実施機関では相続関係人に返却し、現在保有していないとのことである。

2 本件非公開部分 I に係る旧条例第 6 条第 1 項第 1 号該当性について

実施機関は、本件非公開部分 I が、旧条例第 6 条第 1 項第 1 号に該当すると主張しているため、まずこの点について検討する。

(1) 旧条例第6条第1項第1号の解釈について

本号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは、個人の尊厳という観点から、いわゆるプライバシーに関する情報は非公開とすることができるとしたものであるが、プライバシーの概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確ではなく、主観的要素が強いことから、個人に関する一切の情報を原則として非公開とし、プライバシーの保護に万全を期することとしたものである。

また、本号ただし書においては、

(一) 法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるもの

(二) 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの

(三) 法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

のいずれかに該当する場合には公開することとしている。

これは、個人に関する情報の中には、明らかにプライバシーの侵害にならないもの、公益上公開する必要があるものもあることから、ただし書に該当するものについては公開することとし、条例の「原則公開」との調整を図ったものである。

(2) 本件非公開部分 I の該当性について

ア 本件非公開部分 I のうち売渡人の住所、氏名、印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであり、本号本文に該当することは明らかである。

イ 本件非公開部分 I のうち買収対象土地の所在地、地目、地積は、個人に関する情報であって、他の情報と結びつけることにより、間接的に個人が特定され得るものであり、本号本文に該当することは明らかである。

ウ 本件非公開部分 I のうち売買代金、収入印紙、買収対象土地の単価、金額は、これらの情報だけでは、個人が特定されるとは言えないものの、公開することにより、売渡人の具体的な収入額が明らかになりプライバシーが侵害される情報であり、本号本文に該当することは明らかである。

(3) ただし書への該当性について

ただし書 (一) の法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧できるものへの該当性については、法務局に備え付けられている不動産登記簿は法令の規定により何人でも閲覧できるものであるが、土地を特定する情報が欠けていれば検索する

ことは困難であり、不動産登記簿が閲覧できるからといって、本件公文書に関して、法令又は条例に閲覧の規定があるとまでは言えないことから、ただし書（一）には該当しないと判断する。

次に、ただし書（二）及び（三）への該当性については、公表を目的として作成されたものでないこと及び法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成した情報でないことが明らかであり、ただし書（二）及び（三）にも該当しないと判断する。

以上から、ただし書（一）～（三）のいずれにも該当しないことから、本件非公開部分Ⅰは本号に該当する。

3 本件非公開部分Ⅱに係る新条例第6条第1項第1号該当性について

次に、実施機関は、本件非公開部分Ⅱが、新条例第6条第1項第1号に該当すると主張しているので、以下検討する。

（1）新条例第6条第1項第1号の解釈について

本号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは、個人の尊厳という観点から、いわゆるプライバシーに関する情報は非公開とすることができるとしたものであるが、プライバシーの概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確ではなく、主観的要素が強いことから、個人に関する一切の情報を原則として非公開とし、プライバシーの保護に万全を期することとしたものである。

また、本号ただし書においては、

- （一）法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの
- （二）公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- （三）実施機関の行う事務又は事業で予算の執行を伴うものに係る情報のうち、個人の職（これに類するものを含む。）及び氏名並びに当該予算の執行の内容に係る部分であって、公開しても個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの
- （四）法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの
- （五）（一）から（四）までに掲げるもののほか、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められるもののいずれかに該当する場合には公開することとしている。

これは、個人に関する情報の中には、明らかにプライバシーの侵害にならないもの、公益上公開する必要のあるものもあることから、ただし書に該当するものについては公開することとし、条例の「原則公開」との調整を図ったものである。

(2) 本件非公開部分Ⅱの該当性について

ア 登記嘱託内訳（筆数）

登記嘱託内訳（筆数）における登記義務者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であり、本号本文に該当することは明らかである。

イ 相続を原因とする共有地の持分全部移転登記嘱託書

登記嘱託書における共有者氏名、被相続人氏名、被代位者の住所・氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であり、本号本文に該当することは明らかである。

ウ 売買を原因とする共有地の持分全部移転登記嘱託書

登記嘱託書における登記の目的欄の共有者氏名、義務者欄の住所・氏名、土地表示欄のうちの公開請求されていない土地の地番・地目・地積は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、本号本文に該当することは明らかである。

エ 登記承諾書

登記承諾書における売渡人の住所・氏名・印影、土地の表示部分のうち公開請求されていない土地の地番・地目・地積は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、本号本文に該当することは明らかである。

オ 印鑑登録証明書

印鑑登録証明書における氏名、生年月日、性別、住所、印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、本号本文に該当することは明らかである。

カ 相続関係説明図

相続関係説明図における住所、氏名、生年月日、死亡年月日、作成者の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、本号本文に該当することは明らかである。

(3) ただし書への該当性について

ただし書への該当性については、本件公文書Ⅱに関してこれらの部分は、公務員の職務の遂行に係る情報、及び法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成した情報には該当しないことは明らかであり、また、人の生命、身体、健康等の保護という強い公益上の要請により、特に公開することが必要とは認められないから、本号ただし書(二)、(四)及び(五)のいずれにも該当しないと判断する。

次に、ただし書(一)への該当性についてであるが、法務局に備え付けられている不動産登記簿は法令の規定により何人でも閲覧できるものであるが、土地を特定する情報が欠けていれば検索することは困難であることから、不動産登記簿が閲覧できるからといって、本件公文書Ⅱに関して、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものであるとまでは言えないことから、ただし書(一)には該当しないと判断する。

また、ただし書(三)への該当性についてであるが、本件公文書Ⅱは、予算の執行を伴うものに係る情報のうち、個人の氏名及び当該予算の執行の内容に係る部分であり、ただし書(三)の前段には該当するものの、個人の収入、財産状況に関する情報であり、公開することにより個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められることから、ただし書(三)にも該当しないと判断する。

以上から、ただし書(一)～(五)のいずれにも該当しないことから、本件非公開部分Ⅱは本号に該当する。

なお、本件公文書Ⅰでは売買土地の表示のうち公開請求されていない土地の大字・字については非公開としたにもかかわらず、本件公文書Ⅱの登記嘱託書及び登記承諾書では当該情報を非公開とせず公開している。しかし、かかる取扱いは統一性を欠くものとして適当でなく、関係者に対しては、その経緯等を説明するなどの配慮をすることが望まれる。

また、本件公開請求は、公開請求者本人をも含めた利害関係がある情報が記録された公文書の公開請求であるのでこれについて付言すると、条例の趣旨は請求者をも含め利害関係があるかどうかを考慮せず、公開か非公開かの判断をするものと解され、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録された公文書については当該本人も含め利害関係のある者から公開請求があっても、利害関係のある者以外からの請求と同様に、非公開とするものである。

4 本件相続関係文書の存否について

異議申立人は、本件相続関係文書を実施機関が保有しているはずであるから公開す

べきであると主張しているが、実施機関では、相続による所有権移転登記を行う際に相続関係者から本件相続関係文書を一時借用したが、相続登記が完了した後に本件相続関係文書を返却し、写しも作成しなかったと説明している。

当審査会では実施機関から提出された資料や口頭意見陳述の際の説明内容を検討したところ、本件相続関係文書を保有していないという実施機関の主張を覆すに足りる事実を認めることはできないことから、実施機関は本件相続関係文書を保有していないものと判断する。

5 その他

異議申立人は公共用地取得に係わる事務処理の在り方について意見を述べているが、当審査会は、条例に規定する公文書の公開決定等の是非を当該条例に基づき判断するものであり、公開決定等の是非の判断に影響を及ぼさない異議申立人の主張の当否は当審査会が審議する事項ではないと判断する。

第6 審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成15年 5月12日	・諮問（第75号）
平成15年 6月12日	・実施機関（秋田地域振興局）からの非公開理由説明書の受理
平成15年 7月 3日	・異議申立人からの非公開理由説明書に対する意見書の受理
平成15年 8月 8日	・実施機関からの非公開理由説明書（補足分）の受理
平成15年10月11日 （第124回審査会）	・異議申立人からの意見の聴取 ・実施機関からの非公開理由の聴取
平成15年12月19日 （第126回審査会）	・審議
平成16年 2月23日 （第128回審査会）	・審議

別紙 1

対象公文書の名称	実施機関が非公開とした部分
土地売買契約書 (平成4年9月9日付け)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売渡人の住所・氏名・印影 ・ 売買代金 ・ 収入印紙
土地売買契約書 (平成8年3月5日付け)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買土地の表示のうち公開請求されている土地の単価・金額 ・ 売買土地の表示のうち公開請求されていない土地の 大字・字・地番・地目・地積・単価・金額

別紙 2

対象公文書の名称	実施機関が非公開とした部分
公共用地取得に伴う所有権移転等登記嘱託について (申請)	
登記嘱託内訳 (筆数)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記義務者の氏名
登記嘱託書 (相続を原因とするもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記の目的欄の共有者氏名 ・ 被代位者欄の被相続人の氏名、被代位者の住所・氏名、
登記嘱託書 (売買を原因とするもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記の目的欄の共有者氏名 ・ 義務者欄の住所・氏名 ・ 土地表示欄のうちの公開請求されていない土地の地番・地目・地積
登記承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売渡人の住所・氏名・印影 ・ 土地の表示部分のうちの公開請求されていない土地の地番・地目・地積
印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、生年月日、性別、住所、印影
相続関係説明図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、住所、生年月日、死亡年月日、作成者の印影

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件文書について平成14年8月2日付けで実施機関が行った部分公開決定において非公開とした本件非公開部分について、公開することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述等で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

公開請求した行政文書には、特定の個人が識別される情報が記録されているが、一般には個人に関する情報は非公開とされるとしても、今回の情報は私自身に利害関係があるものであり、公開しても支障が生ずることはないので公開すべきである。

また、平成4年度及び平成7年度に締結された土地売買契約書に関して、相続人である私自身の了解もなく所有権移転登記がなされており、私の権利が侵害されていることから、どのような書類によって所有権移転登記が行われたのかを確認したいので、相続証明書及び住所証明書などの関係文書を公開すべきである。

1 本件非公開部分Ⅰの旧条例第6条第1項第1号該当性について

秋田市手形地内の特定の地番に係わる土地売買契約書は、平成4年度と平成7年度に締結されており、旧条例が適用されるものである。旧条例第6条第1項は、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。」とし、第1号において「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」としているが、「ただし、次に掲げるものを除く。」としている。「ただし書①」は、「法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるもの」、「ただし書②」は「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの」、「ただし書③」は「法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」としている。

このことから、土地売買契約書で非公開とした情報は、個人に関する情報であって、当該情報から特定の個人が識別され、又は識別され得るものであること及び個人の財産状況に関する情報も含まれており、第1号に該当するものと考えている。また、「ただし書①～③」のいずれにも該当しないことから非公開としたものである。

2 本件非公開部分Ⅱの新条例第6条第1項第1号該当性について

所有権移転等登記嘱託申請については、平成12年1月20日に施行されており、新条例が適用されるものである。新条例第6条第1項は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求したものに対し、当該行政文書の公開をしなければならない。」としている。第1号では「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。」は非公開情報となっているが、「ただし、次に掲げるものを除く。」となっている。「ただし書①から⑤」についてであるが、「ただし書①」は、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの。」、「ただし書②」は、「公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。」、「ただし書③」は、「実施機関の行う事務又は事業で予算の執行を伴うものに係る情報のうち、個人の職及び氏名並びに当該予算の執行の内容に係る部分であって、公開しても個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの。」、「ただし書④」は、「法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの。」、「ただし書⑤」は、「①から④までに掲げるもののほか、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められるもの」となっている。

このことから、登記嘱託申請の非公開とした情報は、個人に関する情報であって、当該情報から特定の個人が識別され、又は識別され得るものであること及び個人の財産状況に関する情報も含まれており、第1号に該当するものと考えている。また、「ただし書①、②、④、⑤」のいずれにも該当しないと考えている。「ただし書③」の「実施機関の行う事業で予算の執行を伴うものに係る情報」には、該当するが、非公開とした情報は、「個人の住所、氏名、財産状況等に関する情報」であり、公開することによって個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあることから、「ただし書③」にも該当せず、非公開としたものである。

3 特別受益証明書の不存在について

異議申立人は実施機関が特別受益証明書を保有していると主張しているが、この点については次のとおりである。

平成4年度と平成7年度に実施機関が土地売買契約書を締結して取得した土地については、所有権移転登記がなされていなかったが、平成11年度において追加買収の交渉を行った際に、未登記解消のため協力をお願いしたところ、特別受益証明書の書類があったので、その書類を相続人の親族から借用し、所有権移転等登記嘱託申請を行ったものである。借用した特別受益証明書の書類は、被相続人から相続人に所有権を移転するために使用したものである。なお、借用した特別受益証明書の書類は、所有権移転登記が終了した後、返却しており、写しも作成していないことから、特別受益証明書は保有していない。

秋田県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名	備 考
会長代理	小賀野 晶 一	千葉大学法経学部教授	
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師	
	柴 田 一 宏	弁護士	
会 長	平 川 信 夫	弁護士	
	本 田 雅 子	秋田経済法科大学経済学部助教授	

（平成16年3月1日現在）